

## 第1節 火山災害に強い市づくり

### 第1 基本方針

市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い市づくりを行う。

### 第2 主な取り組み

- 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業等の総合的、計画的推進等災害に強い市土を形成する。
- 2 総合的災害対策の推進等による火山災害に強いまちづくりを推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 火山災害に強い市土づくり

##### (1) 現状及び課題

市内に活発な噴気活動のある火山はないが、近接に浅間山（活火山）があり火山噴火により降灰等が考えられるため平素から準備をしておくことが必要である。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（全部等）

- (ア) 火山災害から市土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに総合的・広域的に配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設の耐震設計及びネットワークの充実などにより火山災害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 火山災害に強い市土の形成を図るため、治山、治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努める。

#### 2 火山災害に強いまちづくり

##### (1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険区域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により火山災害の及ぼす被害は多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（総務課・建設課・上下水道課）

###### (ア) 火山災害に強いまちの形成

- a 火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路等の整備の推進に努める。その際、火山の特性を十分考慮する。
- b 登山者等に対する適切な情報提供と安全対策の構築に努める。
- c 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕、退避舎その他退避施

設の整備を推進する。

- d 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- e 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。
- f 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努める。

(イ) 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a 上下水道、ガス等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- b コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(エ) 降灰対策

活動火山対策特別措置法の基づく施策等を推進することにより、火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

(オ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。
- b 噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり、噴火発生前から住民、登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合がありえる事に十分留意して災害応急対応を講じる。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど協力体制を構築し、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の処理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

## 第2節 災害発生直前対策

### 第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

### 第2 主な取り組み

- 1 火山の異常を把握した際の住民、登山者等に対し、わかりやすい情報提供及び情報伝達手段の体制強化を行う。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。

### 第3 計画の内容

#### 1 住民、登山者等に対する情報の伝達体制の整備

住民に対する情報の伝達体制の整備、火山情報等の発表の基準、伝達の経路については、气象台との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた際に、登山者等及び日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行われるよう体制の整備を図る。

#### 2 避難誘導体制の整備

市は、火山噴火等により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく必要がある。

高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に関わる避難誘導体制の整備に努める。

#### 3 災害未然防止活動

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

- ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
- ・ 応急復旧のための体制の整備
- ・ 防災用資機材の備蓄
- ・ 水防活動体制の整備（水防管理者）
- ・ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川・農業用排水施設管理者）
- ・ 災害に関する情報についての他市町村との連携体制の整備

### 第3節 情報の収集・連絡体制計画

#### 第1 基本方針

災害時には、各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報が確実に伝達される通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努めわかりやすい情報提供、災害危険性の周知や予測システムの研究に役立てる。

#### 第2 主な取り組み

- 1 確実に情報が伝達されるよう情報伝達手段の多ルート化を推進する。

#### 第3 計画の内容

##### 1 情報の収集・連絡体制の整備

###### (1) 現況及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。県、市、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるようわかりやすい内容にすることが必要である。

###### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（関係課等）

(ア) 県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図る。

(イ) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。

(ウ) 情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

(エ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

###### イ 防災関係機関が実施する計画

(ア) 市及び県、防災関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

(イ) 火山情報を地元の関係者や一般の人々が行動に結びつけることができるよう情報提供に努めるものとする。（長野地方气象台）

(ウ) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

##### 2 情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図るものとする。  
また、火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるように努め、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。(総務課・企画振興課)

### 3 通信手段の強化

#### (1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

また、火山情報の伝達は、火山周辺の情報インフラが必ずしも充実しているとは限らないため、特に登山者等への伝達を確実にするため、伝達手段の多重化が必要である。

#### (2) 実施計画

##### ア 市の実施計画(総務課)

(ア) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。

(イ) 衛星携帯電話、MCA 移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

## 第4節 活動体制計画

### 第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

### 第2 主な取り組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 3 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 職員の参集・活動体制

##### (1) 現状及び課題

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の火山専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

###### イ 関係機関が実施する計画

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても、迅速な対応が出来る体制をとるものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

#### 2 組織の整備

##### (1) 現状及び課題

市民生活に様々な被害をもたらす災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

市には防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

## (2) 実施計画

### ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 災害対策基本法第16条の規定により、防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

(イ) 地域の火山対策会議の設置・運営に協力する。

### (ウ) 浅間山火山防災協議会

浅間山を取り巻く市町村が県及び関係機関及び火山専門家と、浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究、噴出時の避難について共同で検討を行うものとする。

### イ 関係機関が実施する計画

(ア) 地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

### (イ) 浅間山火山対策会議

浅間山を取り巻く市町村が県及び関係機関と、浅間山の火山災害に備えるため、平時から情報の共有化を図るとともに、浅間山の火山災害に関する情報交換と共通課題の研究を行う。

## 3 防災中枢機能等の確保

### (1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施計画（総務課・総合支所・福祉課）

(ア) 防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築を図る。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

#### イ 関係機関が実施する計画

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

## 4 複合災害への備え

### (1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

### (2) 市及び関係機関が実施する計画

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災

害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

## 5 業務継続性の確保

### (1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の断続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

### 情報伝達系統図

震災対策編第3章災害応急対策計画第1節に定める「災害情報の収集・連絡活動」による。



## 第5節 消防・水防活動計画

### 第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制等の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第2 主な取り組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

### 第3 計画の内容

#### 1 消防計画

##### (1) 現状及び課題

消防力の整備指針及び消防水利の基準に対する充足率は平成27年4月1日現在63.2%であり、十分な状況であるとはいえない。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した上田広域消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

##### (2) 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・東御消防署）

上田広域消防計画に基づき、火山災害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組む。

##### (ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

##### (イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

##### (ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、火山災害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の整備を図る。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

災害発生時における火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権限者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水生物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

(資料 6～10 参照)

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

#### イ 住民及び自主防災組織が実施する計画

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

## 2 水防計画

### (1) 現状及び課題

市の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊が予想される。

特に、火山噴火に伴う降灰後においては、泥流等の発生も予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施計画（総務課・建設課・農林課）

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

##### (ア) 水防組織、消防団の確立・整備

##### (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄のほか次に掲げる事項

(第3章第8節参照)

##### a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

##### b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

##### (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

##### (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

##### (オ) 河川ごとの水防工法の検討

##### (カ) 居住者への立退の指示体制の整備

##### (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備

##### (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

なお、当市は指定水防管理団体であるので、上記に加えて次の事項を実施する。

##### (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

##### (コ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街、地下鉄など）の施設の名称及び所在地を定める。

##### (サ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

##### (シ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

##### (ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

- (セ) 水防機関の整備
- (ソ) 水防計画の策定
- (タ) 水防協議会の設置
- (チ) 水防訓練の実施(年一回以上)
  - ・水防技能の習熟
  - ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
  - ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (ツ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。
- (イ) 水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。
- (ウ) 警戒区域の責任分担
  - ・消防署 全市
  - ・消防団 各分団の警戒区域は下記のとおり。

分団名	区域
第1分団	加沢・常田・田中・県・本海野・西海野・白鳥台・城ノ前
第2分団	赤岩・片羽・桜井・大石・中屋敷・別府・原口・聖・乙女平・王子平
第3分団	新張・出場・金井・新屋・東町・西宮・姫子沢・滝ノ沢・湯の丸・祢津南・奈良原・伊勢原・鞍掛自治・リードリーくらかけ
第4分団	東上田・田沢・大川・栗林・海善寺・曾根・東深井・西深井・東入・西入・日向が丘・海善寺北・寺坂・睦
第5分団	上八重原・田楽平・中八重原・下八重原・芸術むら・大日向・光が丘・羽毛山・牧ヶ原・白樺
第6分団	切久保・八反田・本下之城・布下・島川原・田之尻・宮・畔田・御牧原南部・御牧原北部・常満

ウ 防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

- (ア) 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(以下「地下街等」という。)の所有者又は管理者が実施する計画
  - a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。
  - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画(以下「避難確保・浸水防止計画という。」)を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等についてこれを市

長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。(資料47の2 参照)

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災関係に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

## 第6節 要配慮者支援計画

### 第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

### 第2 主な取り組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 要配慮者支援計画の作成

##### (1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

##### (2) 実施計画

##### ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が、市地域防災計画に定めるべき事項は以下とする。

##### (a) 避難支援者等関係者となる者

東御消防署長、市消防団長、上田警察署長、市民生委員、市社会福祉協議会長、区長とする。

##### (b) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する者とする。

①要介護認定3～5を受けている者

②身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん

臓機能障害のみで該当するものは除く)

- ③療育手帳 A を所持する知的障がい者
- ④精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で区長が支援の必要を認めた者

(c) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

①市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。

②県からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して情報提供を求める。

(d) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことに努める。

(e) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講じる事項

- ①災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ②受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ③避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ④名簿情報の取扱状況の報告。

(f) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- ①市は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令等の判断基準を定め、災害時において適時適切に発令する。
- ②避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について、特に配慮する。

(g) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

## 2 在宅者対策

### (1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

## (ア) 指定避難所の整備

市は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

## (イ) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

## (ウ) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

## (エ) 緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

## (オ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

## (カ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努める。

## (キ) 支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

## 3 要配慮者利用施設対策

## (1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重傷者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する。



## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（総務課・福祉課）

## (ア) 非常災害時の整備

市は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

## (イ) 防災設備等の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

## (ウ) 組織体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

## (エ) 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

## (オ) 応援体制及び受援体制の整備

市は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

また、市は、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

## (カ) 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

## (キ) 市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び授援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

## (ク) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

## イ 要配慮者利用施設が実施する計画

## (ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、市の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。

## (イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、市の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

## (ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等においては、市の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

## (エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、市の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

## (オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、市の指導の下に、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するように努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

## (カ) 日本赤十字社東御市地区・小県医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

## (キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

## (ク) 医療機関においては、県、市及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

## 4 外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

## (1) 現状及び課題

外国籍市民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍市民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（総務課・市民課・商工観光課）

## (ア) 外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連携体制の整備を図る。

## (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

## (ウ) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

## (エ) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

## (オ) 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

## (カ) 外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

当該地区内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体の情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図る。

## (キ) 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

## イ 関係機関が実施する計画

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍市民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図るものとする。

(イ) 医療機関においては、外国籍市民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

## 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者関連施設対策

## (1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川を抱える東御市には、資料47のように、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等に立地している。

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

## (2) 実施計画

## (ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市は、地域防災計画において土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報・避難誘導等に係わる訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

## (イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、市は、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

## イ 要配慮者利用施設の管理者が実施する計画

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の要配慮者関連施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものも含む）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水被害想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施する。また、計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

## 第7節 緊急輸送計画

### 第1 基本方針

大規模災害が発生したときには、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

### 第2 主な取り組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び、規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 緊急交通路確保計画

##### (1) 現状及び課題

市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（市民課・建設課）

(ア) 市は、関係機関と協議の上、地域の実情にあった区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

(イ) 東御市建設業協会と締結した災害時の応急措置に関する協定に基づき、役割分担を明確にし、迅速な交通の確保を図る。

###### イ 関係機関が実施する計画

各機関が管理する道路について災害に強い道路交通網の整備を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進するものとする。

#### 2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

##### (1) 現状及び課題

大規模な地震が発生した時には、迅速な救急救助活動と効率的な救援用物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（総務課・税務課）

(ア) 市は、最低1か所以上の「物資搬送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。

このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるス

ペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ 関係機関が実施する計画

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の实地調査を推進するものとする。

### 3 輸送体制の整備計画

#### (1) 現況及び課題

大規模な火山災害が発生した時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

#### (2) 実施計画

ア 市の実施計画（総務課・税務課）

(ア) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

(イ) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

(ウ) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

(エ) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して平常時から周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

イ 関係機関が実施する計画

(ア) 東御市は、トラック協会との関係において次の事項を推進する。

a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。

b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。

c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。

d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。

(イ) トラック協会は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

(ウ) トラック協会は要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておくものとする。

## 第8節 障害物の処理計画

### 第1 基本方針

火山活動による火山灰、泥流などにより道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

### 第2 主な取り組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

### 第3 計画の内容

#### (1) 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

#### (2) 実施計画

市の実施計画（建設課・農林課）

森林組合等林業関係団体と倒木処理について連絡調整し、あらかじめ体制を整備する。

## 第9節 避難受入活動計画

### 第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、火山噴火や火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者、登山者や旅行者等火山を訪れる人々（以下「登山者」という。）等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、登山者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

### 第2 主な取り組み

- 1 要配慮者、帰宅困難者等、登山者等にも考慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び、指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市は、住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校、保育園における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

### 第3 計画の内容

#### 1 避難計画の策定

##### (1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（関係課等）

###### (ア) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難勧告を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

- a 避難指示（緊急）、避難勧告の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法  
(避難準備・高齢者等避難開始については震災対策編第3章第11節に準ず)
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
  - (a) 給食措置
  - (b) 給水措置



- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
  - (a) 避難収容中の秩序保持
  - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
  - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
  - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
  - (a) 平常時における広報
    - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
    - 住民に対する巡回指導
    - 防災訓練等
  - (b) 災害時における広報
    - 広報車による周知
    - 避難誘導員による現地広報
    - 住民組織を通じた広報

なお、市は、避難勧告又は避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全措置をとるべきことにも留意する。

#### (イ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

#### (ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

#### (エ) 登山者等対策

県及び関係機関と連携し、最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

#### イ 関係機関が実施する計画

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努めるものとする。

特に、要配慮者関連施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化、避難体制の確立を図るものとする。

- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

(オ) 市及び県、関係機関と連携し、登山者等に最新の火山情報が確実に伝達できるよう、火山関係者との情報共有を図るものとする。

#### ウ 住民が実施する計画

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や火気などの点検。
- c 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。
- d 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路はどこにあるか。
- e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- g 昼の場合、夜の場合での家族の分担。

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、マスク等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

#### エ 企業等において実施する計画

##### 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

## 2 指定緊急避難場所等の確保

### (1) 現状及び課題

資料 30 のとおり指定緊急避難場所を指定しているところであるが、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施計画（関係課等）

(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載する。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

(ウ) 火山の特性から、噴石の降下が予想される等の場合には、退避壕、退避舎その他指定緊

急避難場所となる退避施設の整備に努める。

(エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

(オ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。

(カ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

#### イ 関係機関が実施する計画

(ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者等に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

### 3 指定避難所の確保

#### (1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

#### (2) 実施計画

##### ア 市の実施計画（関係課等）

(ア) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(イ) 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

(エ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した設備に努める。

(オ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等非難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

(カ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

- (キ) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄設備を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、マスク等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努める。
- (ク) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。  
また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。  
なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。
- (ケ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。
- (コ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
- (サ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。
- (シ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。
- (ス) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。
- (セ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

#### イ 関係機関が実施する計画

- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

## 4 住宅確保体制の整備

### (1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施計画(建設課)

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十

分配慮する。

- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

#### 4 学校における避難計画

##### (1) 現状及び課題

火山の噴火等により災害が発生するおそれのある地域の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（子育て支援課・教育課）

多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

###### (ア) 防災計画

- a 学校長等は、火山災害等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育員会（以下「市教委」という）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
  - (a) 火山災害対策等に係わる防災組織の編成
  - (b) 火山災害対策等に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
  - (c) 県教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
  - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
  - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
  - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
  - (g) 児童生徒等の保護者への引渡方法
  - (h) 児童生徒等が登下校の途中で火山災害等にあった場合の避難方法
  - (i) 児童生徒等の救護方法
  - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
  - (k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む。)の点検方法
  - (l) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)
  - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
  - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
  - (o) 火山災害時等における応急教育に関する事項
  - (p) その他、学校長が必要とする事項

## (イ) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が火山噴火等の衝撃によりどのような破損につながりやすいか留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止措置がされているかについて点検する。

## (ウ) 防火管理

火山災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

## (エ) 避難誘導

- a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
  - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする
  - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする
  - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする
  - (d) 登下校(園)時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

## 第10節 孤立防止対策

### 第1 基本方針

当市の地形は、大規模な災害が発生すれば、孤立地域の発生は全くないとはいえない地形を有しているため、孤立地域の発生を防止するため、情報の収集、伝達及び実態の把握、応急体制等の対策が重要である。

### 第2 主な取り組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。(孤立予想地域：聖区、湯の丸区、滝の沢区、奈良原区、西入区、東入区)
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回道路確保に留意した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予想について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

### 第3 計画の内容

#### 1 通信手段の確保

##### (1) 現状及び課題

N T T回線以外の活用可能な通信手段及び防災行政無線等の整備に努める必要がある。

##### (2) 実施計画

##### ア 市の実施計画（総務課、企画振興課）

- (ア) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (イ) アマチュア無線局の協力確保について、体制の確立を図る。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。
- (エ) コミュニティFM放送（FMとうみ）により、山間地域等への情報通信機能を確保する。
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

#### 2 道路網の防災対策

##### (1) 現状及び課題

平坦な場所のみではなく、急峻な地形を切り開いて道路が建設されている場合もあるため、その全てについて完全な防災対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
  - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（建設課）

市道の防災対策を推進する。

## 3 孤立予想地域の実態把握

## (1) 現状及び課題

火山等の大規模な災害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（福祉課・商工観光課）

(ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

(イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき市民の実態を把握しておく。

(ウ) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

## イ 住民が実施する計画

各地域においては、地域内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

## 4 自主防災組織の育成

## (1) 現状及び課題

大規模な災害発生時には、多くの場所で同時に救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、市民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（総務課）

(ア) 市内全地区における組織結成を推進する。

(イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。

(ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

## イ 住民が実施する計画

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

## 5 避難所の確保

## (1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに、避難所となり得る施設は整備されているが、各種災害による被害を受けないよう、施設の更新や立地条件の検討にも配慮する必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（総務課・建設課・生涯学習課）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、老朽施設の更新や立地条件の検討について、地



区を指導する。

## 6 備蓄

### (1) 現状及び課題

備蓄計画については、震災対策編第2章第12節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施計画（総務課）

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄を推進する。

#### イ 住民等が実施する計画

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。